

嘉麻市議会ハラスメント根絶条例（案）

ハラスメントは、相手に対して行われる嫌がらせであり、行う者の認識の有無にかかわらず、相手の基本的人権を損ない、尊厳を傷つけ、心身に被害を与える人権侵害である。特に市職員に対するハラスメントは、議員と市職員という人間関係が背景にあり顕在化しにくい。そのため最悪の場合、市職員の回復不能な肉体的又は精神的な被害をもたらす、人材の喪失、行政の停滞等を招き、市民サービスを低下させることは言うまでもなく、その事実が明らかになったときは、市民の信頼の喪失のみならず、嘉麻市議会の社会的信用の失墜につながる。

よって嘉麻市議会は、ハラスメントを絶対に許さないという強い意志のもと、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、ハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した、市職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議会内における議員間のハラスメントを防止し、議員によるハラスメントを根絶するための措置を講じ、職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、職員の良好な職場環境及び議員が活動できる環境を確保することで市政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言葉、行為等により相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職務権限の範囲を超えて、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的志向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

（議員の責務）

第3条 議員は、市民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること並びに職員の労働意欲及び議員の活動を低下させることを認識し、ハラスメントの防止及び根絶に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、当該議員によるハラスメントに当たる言動があると認められる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むよう指摘し、解決するよう努めなければならない。

(研修等)

第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶を図るため、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

(事実関係の把握等)

第5条 議長は、議員による議員及び職員に対するハラスメントに関する苦情の申出があったときは、速やかに当該苦情に係る事実関係を把握し、今後のハラスメントの防止策を講ずるものとする。この場合において、議長は、議会運営委員会に諮問し、意見を聴くものとする。

(公表等)

第6条 議長は、前条の規定により議員によるハラスメントがあったと確認したときは、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意及びハラスメントを行った議員の氏名の公表その他必要な措置を講じなければならない。

(議長職務の代行)

第7条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(守秘義務)

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 議会は、この条例の施行後3年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。